

第4章 重点区域の位置及び区域

(1) 重点区域の考え方

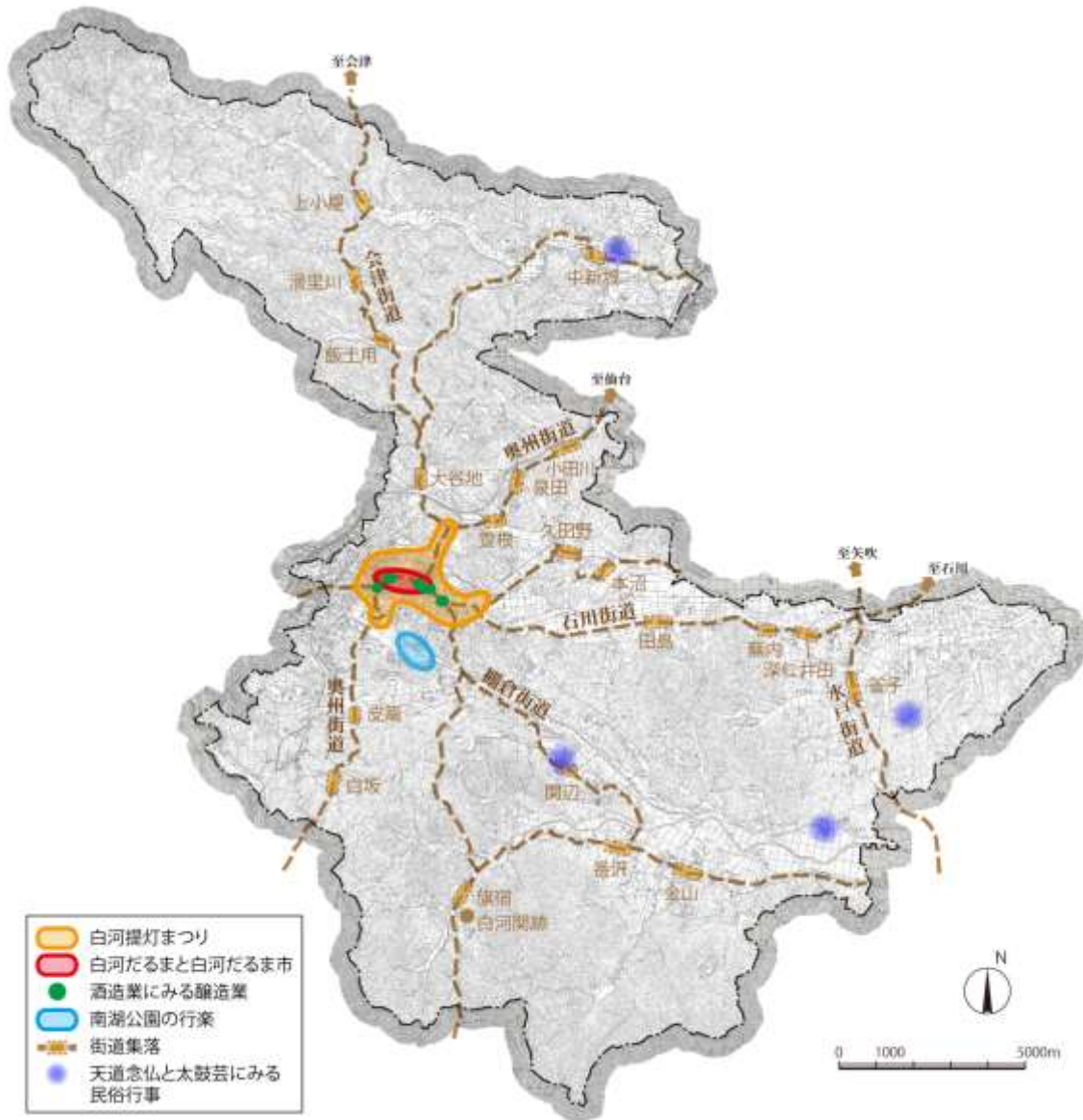
本計画の重点区域は、国指定文化財の周辺でその他の文化財や伝統的町屋などの歴史的建造物が集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も展開され、それらが一体となって風情や情緒を醸し出している良好な市街地環境であり、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することにより、歴史的風致の維持向上が効果的に図られる範囲を設定する。さらに、この重点区域は、市全域の歴史的風致の維持向上にも波及していく上で効果的な範囲とする。

白河市では、伝統的な祭礼など歴史と伝統を反映した人々の活動は、市域全般にわたり繰り広げられているが、特に史跡小峰城跡の周辺に広がる中心市街地を舞台として、約350年の伝統を引き継ぐ「白河提灯まつり」、400年の伝統を誇る「白河だるま市」、旧奥州街道沿いに重厚な店を構える「伝統産業」などの人々の営み・活動が繰り広げられている。中心市街地は、400年前に都市計画された江戸時代初期の城下町がそのまま都市構造として引き継がれており、現在でも旧奥州街道や歴史的街路沿いには多くの歴史的建造物が集積している。さらに、中心市街地の南側に所在する200年前に開設された史跡及び名勝南湖公園では、花見・舟遊びなどの行楽が現在も人々に引き継がれている。これらは、白河市の歴史的町並みや伝統的な活動が一体となり城下町の風情・情緒を醸し出している代表的な地域である。

しかし、これらの歴史的風致については、人口減少・少子高齢化による維持管理不足などにより歴史的建造物が年々減少し、城下町らしい町並み景観の保全にも影響が危惧されている。さらに、伝統文化である白河提灯まつりの祭礼についても後継者不足による運営上の支障、伝統産業についても後継者不足での伝統技術継承に関する課題などがあり、これらの歴史的風致が序々に失われつつあるのが現状である。

このため本計画では、これらの歴史的風致を次世代に継承するため、また歴史的風致の課題解決を図るため、史跡小峰城跡を取り巻く周辺環境を一体的に含めた範囲を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものである。また、この効果を市域全体に波及させていくものとする。

白河市域における歴史的風致の分布図



(2) 重点区域の位置及び区域

① 重点区域の位置

重点区域の位置は、白河提灯まつり、白河だるま市、伝統産業、南湖公園の行楽をはじめとする歴史と伝統を反映した人々の活動が展開される史跡小峰城跡を中心とした旧奥州街道沿いの町屋を含む城下町と史跡及び名勝南湖公園周辺を基本として設定する。

② 重点区域の区域

具体的に重点区域は下記の 4 つの視点に示すそれぞれの要素を包括する範囲を設定するものとする。

- ①慶長年間から寛永年間にかけて整備された小峰城跡と、その城下町の区域
- ②白河提灯まつりの神輿の総町渡御や提灯行列の送迎など運行ルートと祭礼が執行される地域、遷座祭等が行われる鹿嶋神社境内とその周辺地域、まつりの起源となる中世白河の領主白河結城氏の居城白川城の区域
- ③花見や舟遊びなどの行楽が行われる南湖公園の区域
- ④白河市景観計画における景観計画重点区域である小峰城跡・白河駅周辺地区と南湖公園周辺地区、景観計画推進区域である城下町地区

※②白河提灯まつりの運行ルートと祭礼が執行される地域のうち、阿武隈川北岸については、城下町の区域である向寺の字界の範囲までとする。

重点区域の境界については、4要素を重ねた時の外縁部、または外縁部と外縁部を繋ぐ、あるいは外縁部に近接する地形地物（市道、主要地方道、一級河川）とする。

③ 重点区域の名称及び範囲

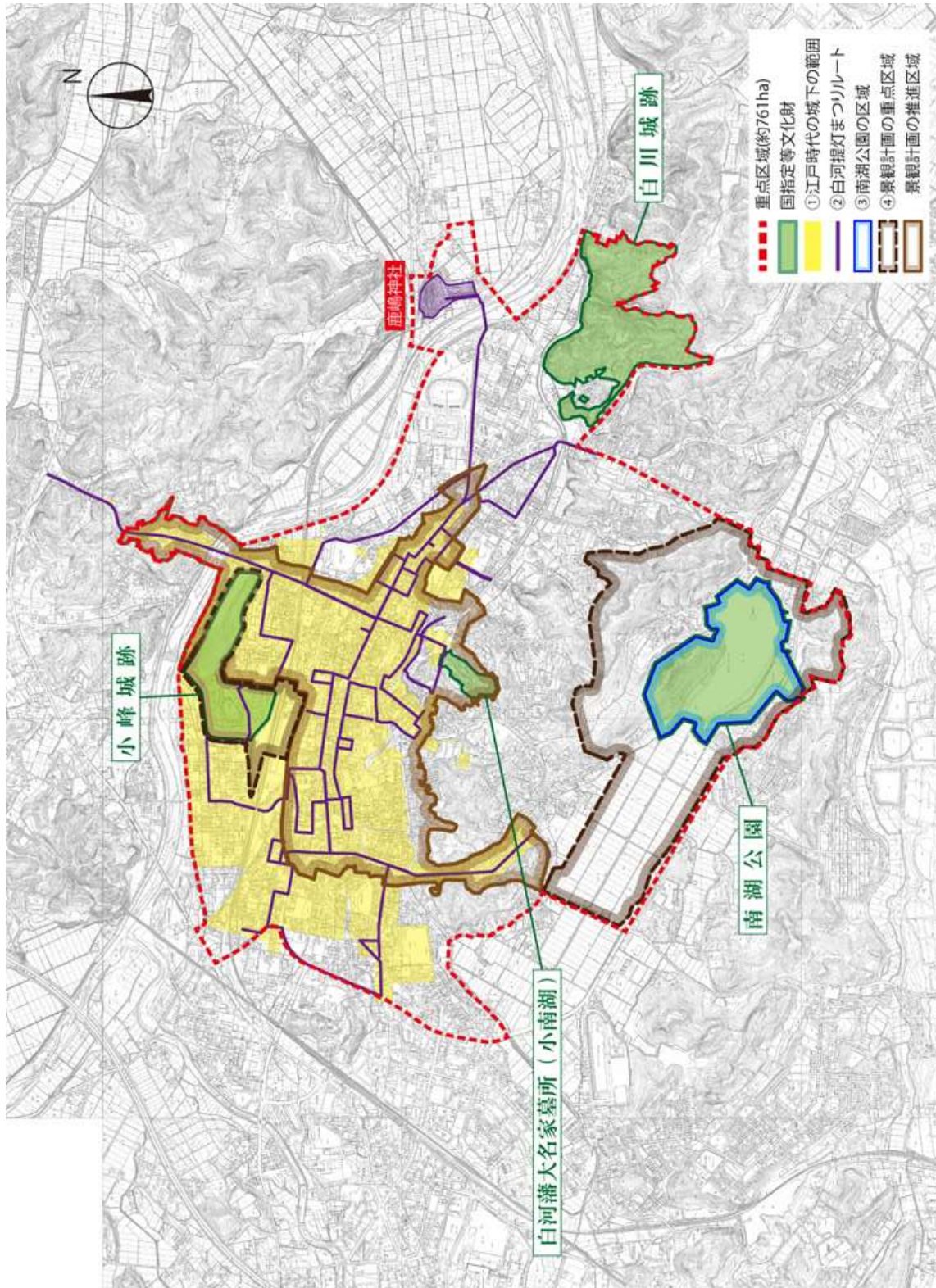
名称 : 小峰城下町地区

面積 : 約 761ha

重点区域の位置



重点区域の根拠



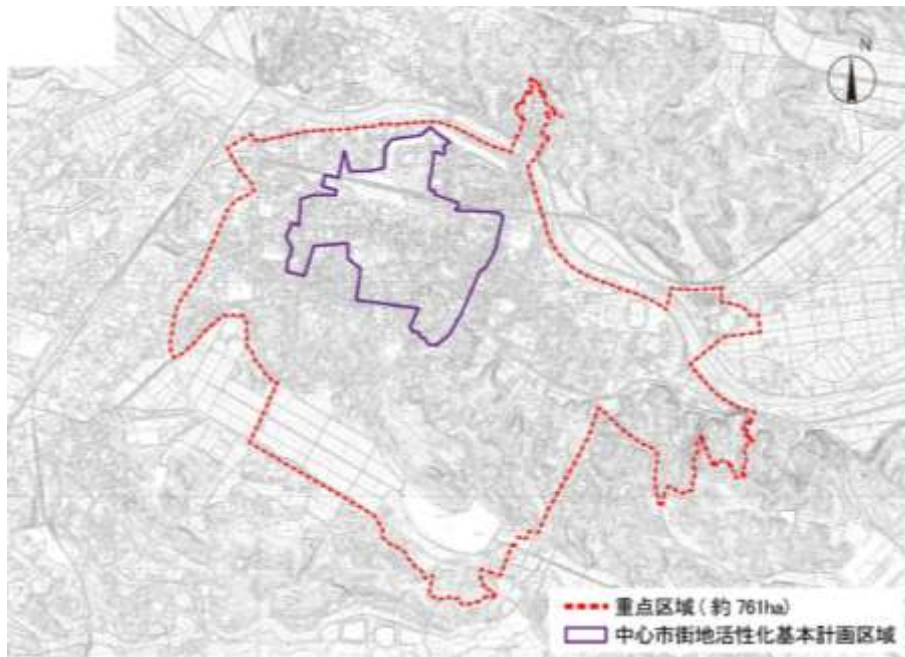
(3) 重点区域の歴史的風致の維持向上の効果

白河市の中心市街地は、近世において白河藩の政治・経済の中心となる小峰城、商工業が集積された城下町として繁栄した。また、奥州街道白河宿としての側面もあり、五街道の宿駅機能を担っていた。近代に入っても東北本線白河駅が設置されるなど、東北地方南部の主要都市として引き続き繁栄し、福島県南地域の中心地として様々な伝統文化が継承されている。

このようなことから重点区域として設定した区域は、白河市の維持向上すべき歴史的風致が重層的に残されており、白河市の顔となっている。このため当該区域において、重点的に歴史的風致を維持向上していくことは、その周辺で営まれている伝統的な人々の活動などの取り組みも歴史的重要性が再認識され、当該重点区域での歴史的風致と一体として継続した保存・活用の取り組みが期待できる。さらに、市域全体の魅力向上にも繋がり、歴史と文化が息づく地域に住むことへの誇りや愛着心を高めることにより、交流人口の拡大など地域経済の活性化にも寄与することができる。

また、当該重点区域での歴史的風致の維持向上の取り組みにより、市民の歴史・伝統文化に対する理解を一層深めることが期待できるとともに、波及効果として市域全体にみられる歴史的風致についてもそれらを活かしたまちづくりの取り組みを期待することができる。

なお、当該重点区域は、第2期白河市中心市街地活性化基本計画(平成26年3月認定)に定める計画区域、都市再生整備計画「白河市中心市街地地区」(平成25年3月提出)に定める計画区域も含むため、これらに基づく事業を総合的かつ一体的に展開することで、上記の投資効果をより一層高めることができる。



(4) 重点区域における歴史的風致維持向上に関する取り組み

① 都市計画の活用

白河市の都市計画は、白河市・西郷村・中島村・泉崎村・矢吹町の1市1町3村が属する県南都市計画区域（非線引き都市計画区域）に指定されている。ただし、山間部である表郷犬神地域・大信権太倉山地域の白河市の一部については都市計画区域外となっている。

当該重点区域は、小峰城と城下町の整備以来、人々の暮らしや商工業の集積地として今日まで白河市の中心市街地であることから、その多くの範囲が商業地域、近隣商業地域、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域に用途指定されている。また、重点区域の外縁にある準工業地域では床面積10,000㎡を超える大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を指定している。

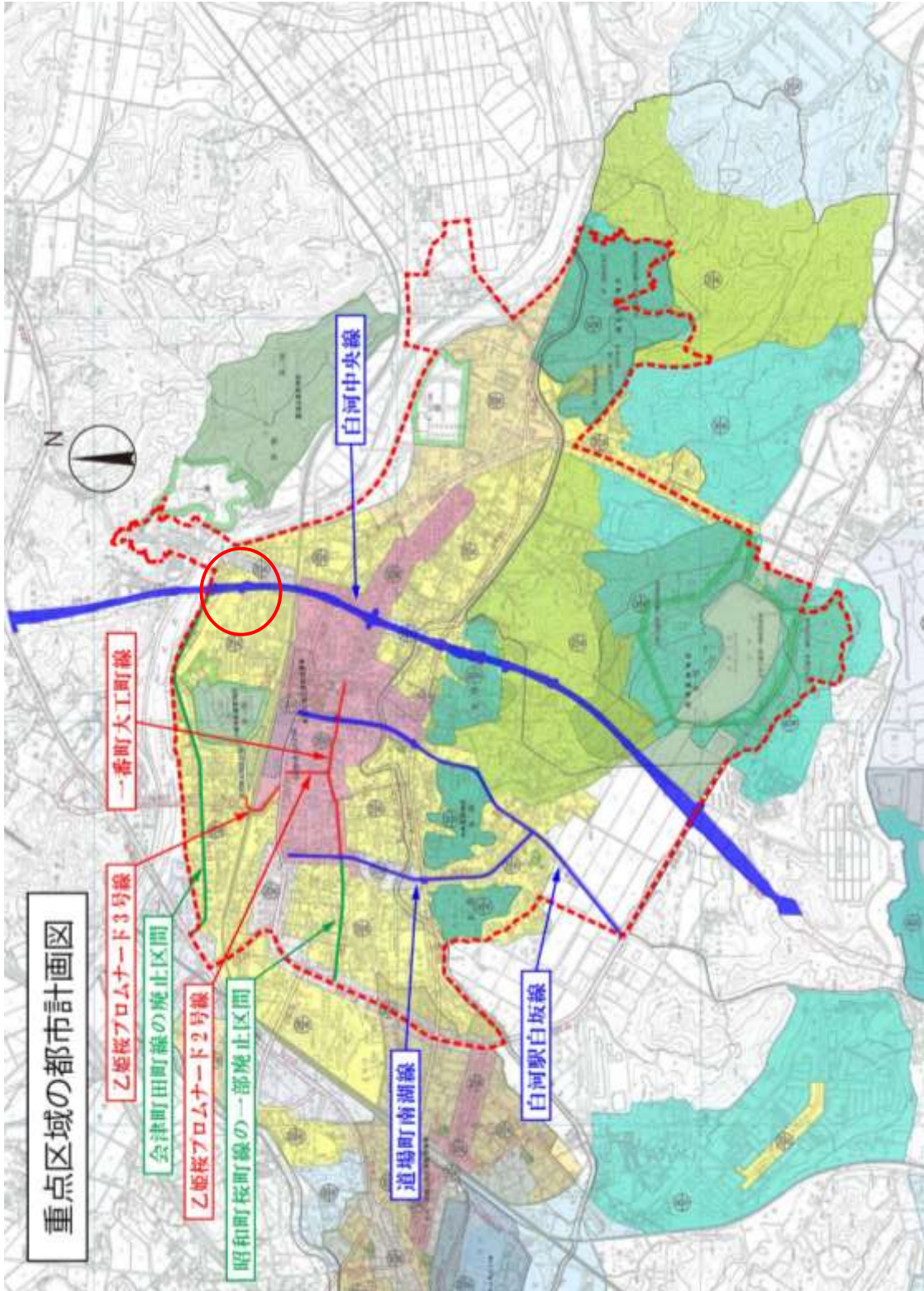
また、当該重点区域内には、景観法に基づく白河市景観計画における小峰城跡・白河駅周辺地区、南湖公園周辺地区の景観計画重点区域が含まれており、将来的には景観地区指定を検討する。

さらに、当該重点区域を含む一部の区域については風致地区として256.3haが指定されている。小峰城跡、南湖公園周辺については第1種風致地区（小峰城跡風致地区、南湖風致地区）、小南湖周辺、白川城跡周辺については第2種風致地区（中央風致地区、搦目風致地区）として指定し、建築物や樹木の伐採などの規制を行っている。

白河市の中心市街地には、歴史的な街道である旧奥州街道が南北に通っていることから、今後の都市計画道路の見直しにおいても歴史的町並みに配慮した計画及び整備を検討している。すでに都市計画道路昭和町桜町線の一部については廃止、これに替え歴史的街路のカギ型を活かした一番町大工町線への都市計画決定も行っている（平成22年4月）。また、史跡小峰城跡の北側近接地を東西に通過する都市計画道路会津町田町線についても廃止となっている（平成25年4月）。さらには、歩行系ネットワークの充実を図るため、平成25年度より、都市計画道路乙姫桜プロムナード2号線及び3号線の整備に着手している。また、史跡小峰城跡を縦断していた都市計画道路白河中央線について、平成26年8月に都市計画変更を行った。今後も、道場町南湖線、昭和町桜町線などの都市計画道路の見直しにおいては、旧奥州街道や歴史的町並みに配慮した都市計画変更を検討する予定である。

そのほか、南湖公園区域の一部について、歴史的風致にふさわしい用途の建築物等の整備を可能とするため、歴史的風致維持向上地区計画の策定について検討する。

重点区域と都市計画総括図



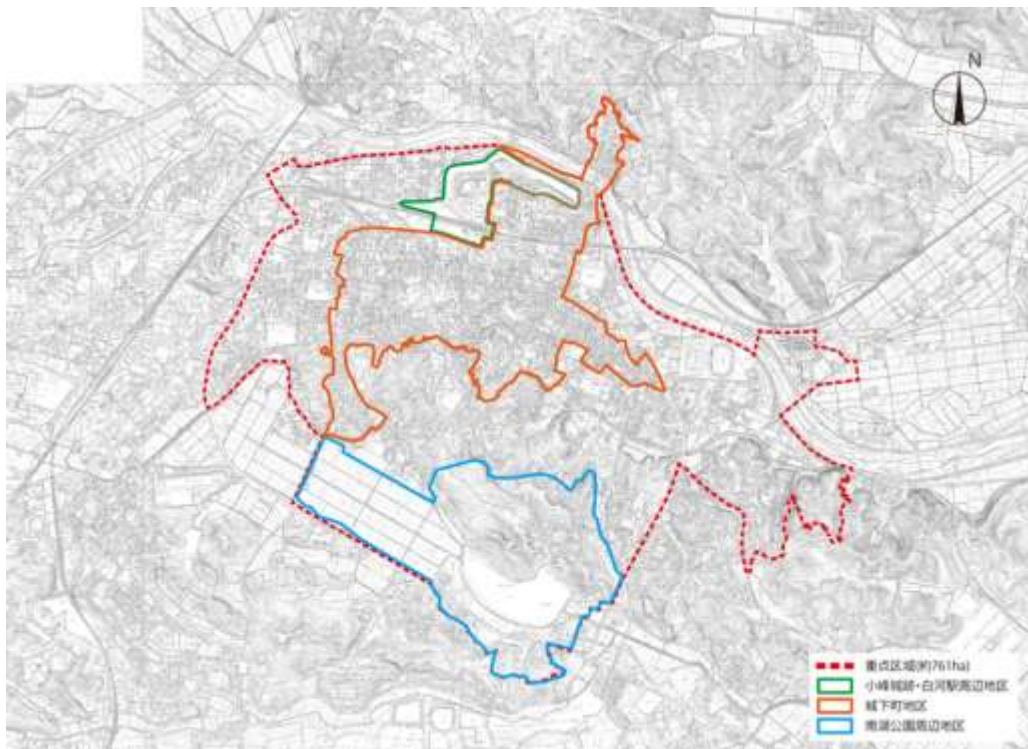
○ 変更部分（一部）

※白河中央線は変更前のもの

② 景観計画の活用

白河市は、平成 21 年 4 月に景観法に基づく景観行政団体となり、平成 23 年 4 月から「白河市景観計画」を施行している。

景観計画では、小峰城跡・白河駅周辺地区と南湖公園周辺地区については、景観計画重点区域に指定し、建築物等の形態意匠や色彩・高さなどについて景観形成基準を設けており、将来的には都市計画法の景観地区の指定を目指す方針である。また、城下町地区については、景観計画推進区域に指定し、建築物等の高さ等の景観形成基準を設け、景観協定の導入等、住民との協働によるルールづくりを積極的に進めることを目指す地区としている。平成 25 年 3 月の計画の一部変更により、城下町地区の中でも、旧奥州街道等、白河市の歴史経緯を象徴する街道沿いの一部区域を重点推進区域に指定し、「白河市景観形成ガイドライン」（平成 24 年 3 月策定）に基づく建築物等に対する景観補助等に取り組むなど、今後、重点的に景観形成を推進する方針である。今後は、当該重点区域と景観計画との整合性を図るため、景観計画推進区域を当該重点区域まで拡大する方針である。さらには、平成 26 年 12 月の計画の一部変更により、小峰城・白河駅周辺地区重点区域を拡大し、また、重点区域及び城下町地区重点推進区域を除く景観計画区域の建築物において、良好な景観形成に支障のない程度に限り、アクセントカラーの色彩基準を適用することとしている。



小峰城跡・白河駅周辺地区は、景観計画重点区域に指定している。この重点区域については、建築物等の高さはそれぞれのゾーンの中で小峰城三重櫓への眺望を確保するため、北地区、駅舎地区ともに駅プラットフォームの屋根を超えないこととし、南地区については現在建設中の図書館の高さを超えないものとする景観形成基準を設けている。形態意匠や色彩については城跡風致に調和することの基準を設けている。



景観計画重点区域 小峰城跡・白河駅周辺地区エリア図

城下町地区は景観計画推進区域に指定し、建築物の高さは、主要な視点場から小峰城三重櫓への眺望景観を保全するため 15m の高さを超えないものとする景観形成基準を設けている。このほか、建築物の形態意匠の基準として城下町らしい連続する美を追求するため、勾配屋根とすることや統一感のある形態意匠とすること、色彩はR・YR・Y系についてマンセル表色系の彩度を4以下とするなどの基準を設けている。

城下町地区の中でも、歴史的風致形成建造物等の歴史的景観資源が豊富に存在する旧奥州街道等の一部区間を「重点推進区域」に指定し、今後、重点的に景観形成を推進する方針である。

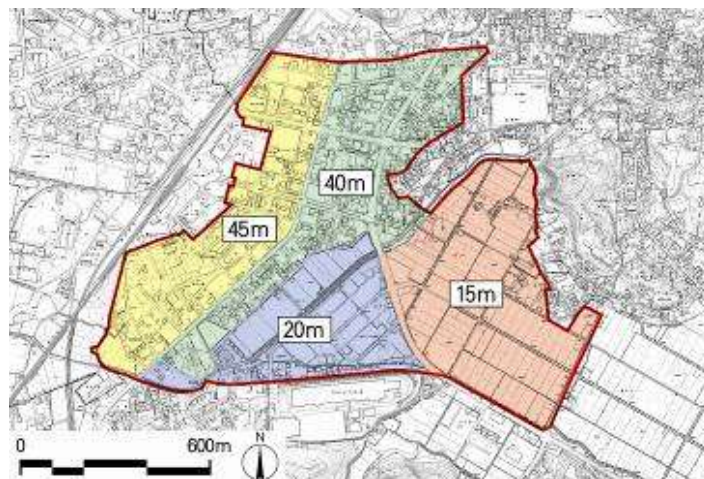


景観計画推進区域 城下町地区エリア図

南湖公園周辺地区は、景観計画重点区域に指定している。建築物等の高さの制限については、眺望景観の視点場となる千世の堤から那須連峰や鏡の山、月待山、小鹿山等への眺望を保全するため、南湖風致地区は 8m、南湖上流地区は 10m の基準を設けている。これに関連して南湖上流地区のさらに西側の那須連峰眺望のビスタラインとなる新白河駅周辺地区についても段階的な高さの景観形成基準を設けている。色彩については、マンセル表色系における R・YR・Y 系の色相については彩度 3 以下などの景観形成基準を設け、南湖公園周辺の歴史的風致との調和を目指している。



景観計画重点区域 南湖公園周辺地区エリア図



新白河地区エリア図

③ 屋外広告物について

屋外広告物については、屋外広告物法及び福島県屋外広告物条例に基づき無秩序な表示や設置を防ぐ美観・風致の維持、良好な景観形成への寄与等のため規制を行っている。平成 12 年には屋外広告物の許可申請事務等について白河市に権限が委譲されているが、より白河市の実情に即した屋外広告物の規制・誘導を図るため、平成 25 年 4 月より、独自の屋外広告物条例の制定に向けた取組みを進めている。